

02 静財財財第 1655 号
令和 2 年 9 月 16 日

各局区長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長
(財政部財政課)

令和 3 年度当初予算編成方針について (通知)

令和 3 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

7 月 17 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(「骨太の方針 2020」)において、我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を受け、海外経済全体の減速により、製造業のみならずサービス業にも景気下押しの影響が広がり、雇用情勢も弱い動きとなっており、極めて厳しい状況にあるとしている。そこで、感染症拡大を踏まえた経済財政運営は、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くことを最優先とし、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速させ、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用を含め、臨機応変に、時機を逸することなく対応するとしている。一方、経済・財政一体改革を着実に推進し、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくとしている。

こうした中、国は、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くため、「ウィズコロナ」の経済戦略と激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すため、デジタル化への集中投資・実装とその環境整備、地方創生、「人」・イノベーションへの投資の強化、包摂的な社会の実現、新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現の 5 つの柱について、ポストコロナ時代を見据えて実行計画を策定し、実行に移すとしている。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」(7 月 17 日閣議決定)を策定し、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復を図るとともに、感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れ、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進しつつ、東京圏への一極集中、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、取組を強化するとしている。

7 月 21 日の閣議において、財務大臣は「令和 3 年度予算の概算要求の具体的な方針について」を示したが、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であり、3 年度予算について現時点で予見することは限界があるとし、概算要求については、要求期限を 9 月 30 日と定め、予算編成の方法を簡素化するとしている。

具体的には、「特別枠」や裁量的経費の規模など予算の骨格を要求段階では示さないが、要求額は基本的に対前年度同額としつつ、新型コロナウイルス感染症対策など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができるとしている。ま

た、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化し、高齢化等に伴う社会保障費の自然増の扱いなどは予算編成過程で検討するとしている。

しかしながら、国の予算編成の動向は不透明であり、地方の創生に向けた取組をはじめ、地方交付税、社会保障制度、税制改正などについて、注視し対応を図っていく必要がある。

2 本市の財政状況

令和元年度一般会計決算では、財政の硬直度を示す経常収支比率は、対前年度 2.1 ポイント増の 94.7%と悪化しており、今後の新たな財政需要への対応が困難になるおそれがある。加えて、特定目的基金（元本取崩型）の残高は、職員退職手当基金や森林環境基金などを取り崩したため、約 144 億円となり、直近 5 年間で約 24 億円減少している。また、一般会計の市債残高は、臨時財政対策債の増加などにより、約 4,681 億円となり、直近 5 年間で約 244 億円増加している。今後の公債費負担の増加に対処するには、引き続き市債発行額を適正に管理していくことが必要となっている。

令和 2 年度の当初予算編成では、第 3 次行財政改革推進大綱やアセットマネジメント基本方針に基づく取組を予算に反映し、第 3 次総合計画のうち本市がもつ資源を活かし、まちの価値を高める施策としての 5 大構想や将来にわたる地域経済の活性化に向け、人口活力の維持、持続可能なまちの実現を図る取組、安心・安全な社会の構築を目指し、教育・子育ての充実、災害対応力の強化などの取組に予算を重点配分するなど、経費の節減と事業の優先化を徹底したが、なお 50 億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。また、当初予算編成時に見直した財政の中期見通しでは、令和 3 年度以降は、72 億円前後の財源不足が発生し、厳しい財政状況が続く見込みとなっている。

令和 3 年度予算編成に当たっては、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税を中心に大幅な減少が見込まれる一方、歳出においては、生活保護費をはじめとする扶助費などの社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれ、また財政調整基金をはじめ各種基金の残高が減少している中、例年にも増して財政運営は厳しい状況である。

このため、今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、既存事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルドによる歳出の徹底した見直しにより、予算の重点化を図る必要がある。

3 令和 3 年度予算編成方針

(1) 基本方針

第 3 次総合計画のまちづくりの目標である「世界に輝く静岡」の実現に向けて、5 大構想や人口活力の維持対策などの事業を強力かつ円滑に推進していく。また、新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響を受け、令和 3 年度は、「Life（いのち）を守り、Life（くらし）を取り戻す」をキーワードに、「感染拡大防止」と「社会経済活動」の両立と、ポストコロナ時代に合わせた持続可能な都市を目指す必要がある。そのためには、財政規律を堅持しながら、第 3 次行財政改革後期実施計画やアセットマネジメントアクションプラン（第 1 次）を確実に予算に反映さ

せるとともに、SDGsの中長期的な視点を活用して取り組まなければならない。以上のことを踏まえ、次に掲げる基本方針のもと予算編成を行うものとし、本市に暮らす人、本市を訪れる人の「安心感」と「満足感」を高めることで、世界水準の都市づくりを大胆かつ着実に進め、世界に「存在感」を示すことのできる活力ある都市を目指していく。

なお、これらのことを達成するため、各局は独自性を発揮した政策形成や情報発信を行えるよう、創意工夫のもと予算要求を行うこととする。また、厳しい財政状況が続く中、新たな行政需要に対応するため、単独の局・部・課で解決できない課題については、局内はもとより局を越えた横断的な連携をより一層図り、適切な役割分担により予算要求を行うこととする。

① 「世界に輝く静岡」の実現に向け、第3次総合計画の充実

第3次総合計画のまちづくりの目標である「世界に輝く静岡」の実現に向けて、「新たな日常」を踏まえ、下記の2つについて取り組むとともに、近年の激甚化・頻発化する災害への対応として、防災・減災、国土強靭化を推進する。

ア 5大構想

本市の最重要課題である「5大構想」をSDGsの視点を踏まえながら実現するための取組

《世界に存在感を示す3つの都心づくり》

- ・歴史文化の拠点づくり（静岡都心）
- ・海洋文化の拠点づくり（清水都心）
- ・教育文化の拠点づくり（草薙・東静岡副都心）

《生活の質を高める2つの仕組みづくり》

- ・「健康長寿のまち」の推進
- ・「まちは劇場」の推進

イ 人口活力の維持対策

地域に活力をもたらす「定住人口」と「交流人口」の拡大を実現するための取組

- ・「まち」の存在感を高め、交流人口を増やす取組
- ・「ひと」を育て、「まち」を活性化する取組
- ・「しごと」を産み出し、雇用を増やす取組
- ・移住者を呼び込み、定住を促進する取組
- ・女性・若者の活躍を支え、子育ての希望をかなえる取組
- ・時代に合った「まち」をつくり、圏域の連携を深める取組

② 「新たな日常」に対応した社会の実現

ポストコロナ時代に向けて「Life（いのち）を守り、Life（くらし）を取り戻す」をキーワードに、市民の安全・安心の確保、地域経済の活性化と賑わいの創出等に向けた取組と、国の骨太の方針2020を踏まえ、「新たな日常」構築の原動力となるICTなどを活用する取組を推進する。

ア 市民の安全・安心の確保

イ 地域経済の活性化と賑わいの創出、分散化社会への対応

ウ ICTなどを活用した社会の効率化

③ 第3次行財政改革後期実施計画の確実な実施

選択と集中による事業の見直しを行い、自主財源の確保や民間資金の活用を図るため、第3次行財政改革推進大綱に基づく後期実施計画（令和元年度～令和4年度）を確実に予算に反映させる。

④ アセットマネジメントアクションプラン（第1次）の着実な推進

総合計画と財政計画と連動した実効性のあるアセットマネジメントを着実に推進するため、「静岡市アセットマネジメントアクションプラン（第1次）」（平成29年度～令和4年度）に基づき、総資産量の適正化や施設の長寿命化などに着実に取り組んでいく。

⑤ 国の交付金等や有利な市債の積極的な活用

骨太の方針2020等を踏まえ、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く取組や「新たな日常」の実現に向けた取組に対する国の補助金・交付金等を積極的に活用するとともに、公共施設等適正管理推進事業債など財政上有利な市債を積極的・効果的に活用する。

⑥ 市債残高の適正管理

弾力的な財政運営を維持・継続するため、市債の発行をコントロールすることなどにより、市債残高を適正に管理する。

⑦ 国の補正予算が編成された場合への対応

今後、国の動向を注視し、令和2年度補正予算の編成の動きがあった場合には、速やかに、令和2年度当初予算からの前倒しなどが行えるよう体制を整えておくこと。

(2) 具体的な取組

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

<全般的事項>

- ① 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ② 市民目線に立ち、社会情勢の変化やICTの技術革新等を考慮の上、既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。

- ③ 要求する事業、特に政策的経費は、将来のあるべき姿から逆算して現在取り組むべきものとし、現状・課題、目的、事業内容、費用対効果及び効果検証の方法などを整理した上で要求すること。
- ④ 第3次総合計画のハード及びソフト事業は、企画局の内示における指示事項を踏まえて要求すること。なお、重要政策検討会議で検討すべき等の指示が出ているものは、完了済のものを要求すること。
- ⑤ 令和2年度当初予算編成時に課題が示されている事業は、事前に対応状況を整理した上で要求すること。
- ⑥ 市長ヒアリングにおいて示された課題については、11月末までに解決すること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を中心に大幅な歳入減となる一方、生活保護費をはじめとする扶助費などの社会保障関係経費が大幅な歳出増となることが想定されること、第3次総合計画では、5大構想を含めた大規模事業の実施により多額の経費が見込まれていること、長時間労働の是正、仕事量の削減など働き方改革を推進していく必要があることから、新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルド方式により要求すること。また、事業効果が検証できる成果指標（具体的な数値目標）と事業期間（終期）を予め示した上で要求すること。
- ⑧ 5大構想や人口活力の維持対策、重点プロジェクトに資する事業（ソフト事業）は、第3次総合計画及び総合戦略の達成目標に向けた事業の実効性、効率性等を十分分析、検証し、必要額を要求すること。
- ⑨ 第3次行財政改革後期実施計画に基づく取組の実施による効果額や、総務局（総務課）が実施する静岡型行政評価制度（事務事業評価第2次評価及び施策評価第2次評価）による評価結果については、予算要求に確実に反映すること。
- ⑩ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られる見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わないので、予算要求をしないこと。
- ⑪ 国県補助金等を財源に実施している事業は国の動向に注視し、制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。
- ⑫ アセットマネジメントの対象となる公共建築物の大規模改修・修繕、建替え等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。

<歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

① 市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

② 使用料・手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。使用料の見直しについては、「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づき適宜見直しを行うこと。

なお、料金改定等により増収が図られる場合は、その収入相当額（増収分）について別の事業要求を認める。

③ 未利用財産の処分

未利用財産については、保有資産の再点検を行い、積極的に処分を検討し、財源の確保を図ること。

④ 新たな財源確保

広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源確保を行う場合については、その収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

<歳出に関する事項>

① 経常的経費

ア 枠配分経費

下記②ア（イ）に取り組む財源を確保するため、枠配分経費は、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額（令和2年度当初予算一般財源から、枠配分経費（財政課が指定した事業に係る経費は除く。）に係る一般財源額の1%相当額を減じた額）を上限とし、新たな発想や創意工夫により事業を再構築し予算案を作成すること。

イ 人件費（会計年度任用職員を除く）

静岡市職員適正配置計画に基づき、増員すべきは増員し、減員すべきは減員するといったシェイプアップの視点を重視して、定員の適正化を図るとともに、総人件費の抑制に努め、必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意するとともに、増加する扶助費に対し、国県の政策と連携し、抑制を図り、的確に予算に反映するように努めること。

特に、こども園・保育所等給付費等に係る扶助費については、平成27～令和元年度の実績及び幼児教育の無償化の影響を踏まえ、必要額を精査して要求すること。

なお、市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

- エ 会計年度任用職員に係る経費（枠配分対象外）について
会計年度任用職員に係る給料・報酬等については、総務局（総務課）からの内示を踏まえて要求すること。

② 政策的経費

ア 重点政策

（ア）5大構想・人口活力の維持対策等

第3次総合計画の5大構想や人口活力の維持対策、重点プロジェクトに資するソフト事業（政策議論が必要な事業、期間限定の事業、前年度の予算査定の結果、財政課から予算要求時に報告が求められている事業など）は、過去の実績や成果を検証するとともに、社会経済情勢を踏まえ、事業実施の必要性や所要額等を十分精査し、ゼロベースで見直した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

なお、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

（イ）「新たな日常」に対応した社会の実現に向けた事業

ポストコロナ時代に向けて「Life（いのち）を守り、Life（くらし）を取り戻す」をキーワードに、市民の安全・安心の確保、地域経済の活性化と賑わいの創出等に向けた取組と、国の骨太の方針2020を踏まえ、「新たな日常」構築の原動力となるICTなどを活用する取組を推進する。

あわせて、令和2年度補正予算で実施した新型コロナウイルス感染症対策で、継続して実施する必要がある取組を予算へ反映する。

- a 上記事業の財源とするため、経常的経費の枠配分経費の令和2年度当初予算一般財源額を基に算出した1%相当額、政策的経費のうち5大構想・人口活力の維持対策等（上記②ア（ア））の令和2年度当初予算一般財源額を基に算出した10%相当額、及びその他政策的経費（下記②カ）の令和2年度当初予算一般財源額を基に算出した5%相当額、合わせて約3億円を各局の要求額から減額し、確保する。
- b 事業実施に係る財源については、国の交付金等を活用して要求するとともに、国の財源措置の動向により、追加の予算要求を行うこと。なお、状況により事業費を減額する場合があるが、詳細は予算編成過程で調整していく。
- c 現状・課題、目的、事業内容、費用対効果及び効果検証の方法などを整理した上で、局において優先順位をつけ、事前に財政課と協議が整ったものを3事業まで要求できる。ただし、国の交付金等により財源を確保した場合は3事業を超えて要求できる。
なお、要求があった事業に対し、財源確保した約3億円を配分していく。
- d 重要政策検討会議で検討すべき等の指示が出ているものは、完了済のものを要求すること。また、令和2年度補正予算編成時に課題が示されている事業は、事前に進捗状況や効果検証などを整理した上で要求すること。

イ 投資的経費

(ア) 第3次総合計画に基づく事業

企画局（企画課）が内示する金額を上限として、内示における指示事項を踏まえて要求すること。なお、重要政策検討会議で検討すべき等の指示が出ているものや企画課との協議が必要なものは、完了済のものを要求すること。

a 補助・直轄事業については、後年度負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。

なお、令和3年度の補助要望を行う場合は、必ず財政課と事前協議のうえ、合議をすること。

b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで要求すること。

c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

また、あわせて、施設完成後の運営体制、運営経費等については既存の事業の見直し等により財源を生み出すこと。

(イ) 臨時の事業

事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。なお、要求額については、局ごとの一般財源ベースで前年度を超えない範囲とすること。

(ウ) その他の事業（総事業費 50,000 千円未満の事業）

局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

(エ) 災害復旧費

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること

(オ) (ア)、(イ)、(ウ) の事業については、各局において事業ごとに優先順位を付して要求すること。

(カ) 「公共事業の品質向上とコスト削減の取組」の内容を予算に反映させること。

(キ) 用地取得費（補助事業で行う用地費を除く。）は、土地取得等検討委員会で承認されたもの以外は要求できないので注意すること。

(ク) アセットマネジメント対象施設の大規模修繕・建替等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求する。

ウ 繰出金

特別会計及び企業会計への繰出金は、事前に財政課と協議を行った上、十分精査し、必要額を要求すること。

エ 出資金、貸付金、積立金

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

オ 事業費変動経費

事業費変動経費は、毎年実施する維持管理的な事業で、事業内容がほとんど変化しないが、事業費の増減が年度間で著しく大きな事業、事業費が安定していない事業、期間限定の事業、財政課で査定する必要がある事業などで、事業

実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

なお、要求額については、原則、前年度の一般財源額を超えない範囲で要求すること。

カ その他の政策的経費

上記ア～オ、下記キ、ク以外のその他の経費（5大構想に係る新規事業の創設、既存事業の拡充を含む。）は、厳しい財政状況と時代の変化を踏まえ、必要性や市の役割、費用対効果などを十分検証し、局内の既存事務事業（枠配分経費を含む。）の再編・整理、廃止、縮小及び統合等の見直しをした上で、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

キ 補助金、負担金

内容、金額を精査し、必要額を局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

ク 臨時経費

他の編成区分で予算化できない単年度の臨時経費（法令で実施義務があるもの、実施しなければ行政運営上支障が出るものなど必ず実施する必要がある事業で、概ね100万円以上の事業費のもの）で、事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

なお、要求額については、局ごとに、前年度の一般財源額を超えない範囲で要求すること。

ケ 固定経費等

（ア）施設維持管理等経費

施設の長寿命化など将来の財政負担軽減効果が期待できる取組などで、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

（イ）事業費固定経費

継続して実施している事業費が大きい事業、義務的性質の事業などで、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

③ 局裁量予算について

政策的経費のうち、投資的経費のその他の事業（総事業費5,000万円未満）（上記②イ（ウ）、その他政策的経費（上記②カ）、補助金、負担金（上記②キ）、施設維持管理等経費（上記②ケ（ア））、事業費固定経費（上記②ケ（イ））は、局裁量予算とし、各局の裁量と責任で予算編成を行う。

なお、局裁量予算の一般財源額は、局裁量予算内の各経費区分間で調整することができる。

④ 経常的経費と政策的経費の各経費区分間の調整について

経常的経費の枠配分経費（上記①ア）、政策的経費の5大構想・人口活力の維持対策等（上記②ア（ア））及び局裁量予算（上記③）の一般財源額は、これらの合

計額の範囲内で調整して要求することができる。

なお、重点政策（上記②ア（イ））の財源とするため、経常的経費の枠配分経費（上記①ア）の令和2年度当初予算一般財源額を基に算出した1%相当額、政策的経費のうち5大構想・人口活力の維持対策等（上記②ア（ア））の令和2年度当初予算一般財源額を基に算出した10%相当額、及びその他政策的経費（上記②カ）の令和2年度当初予算一般財源額を基に算出した5%相当額、合わせて約3億円を減額して、局ごとに一般財源額を示すことから、各局は、スクラップアンドビルドによる歳出全体の徹底した見直しを行い、選択と集中によるメリハリのついた予算を調整する必要がある。

ただし、政策的経費の5大構想・人口活力の維持対策等（上記②ア（ア））の一般財源を経常的経費の枠配分経費（上記①ア）及び局裁量予算（上記③）に移行させることはできない。

（3）特別会計・企業会計

- ① 特別会計及び企業会計についても、上記（2）に準じて具体的な取組を進めること。
- ② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計からの繰入金の減額を図り要求すること。

（4）その他の留意事項等

- ① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。
- ② 附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、総務局（総務課）との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。
- ③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。